

公立大学法人高崎経済大学経営審議会規程

平成23年度

規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人高崎経済大学定款（以下「定款」という。）第18条第1項の規定に基づき設置する経営審議会（以下「経営審議会」という。）について、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 経営審議会は、定款第22条に掲げる事項のほか、次の各号に定める事項を審議する。

(1) 学長選考会議の委員の選出に関すること。

(2) 学長の解任発議に関すること。

(招集)

第3条 経営審議会は、定款第20条第1項の規定に基づき、理事長が招集する。

2 理事長は、経営審議会を招集しようとするときは、経営審議会の日時、場所及び付議すべき事項を定め、委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(職務代理)

第4条 議長に事故があるときは、副理事長がその職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第5条 経営審議会が必要と認めるときは、委員以外の者を経営審議会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、当該出席者は、議決に加わることはできない。

(会議の開催)

第6条 経営審議会は、少なくとも1年に4回以上開催するものとする。

(会議の非公開)

第7条 会議は非公開とする。ただし、議長が認めるときは、職員は傍聴することができる。

(書面による出席)

第8条 定款第21条第2項の定めにかかわらず、やむを得ない事情により経営審議

会に出席できない委員は、他の委員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における定款第21条第2項の規定の適用については、出席委員を代理人とした委員は、出席者とみなす。

(会議録)

第9条 議長は、議事録を作成しなければならない。

- 2 前項に定める議事録には、議長のほか、出席委員の中から議長が指名する2名が記名押印する。
- 3 議事録は、経営審議会の議に基づき、その一部又は全部を非公開とするものを除き、公開する。

(庶務)

第10条 経営審議会の庶務は、総務グループ企画チームにおいて処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、経営審議会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、経営審議会に諮り、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月14日第158号)

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月13日第64号)

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月11日第86号)

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月9日第12号)

この改正は、令和4年4月1日から施行する。